

## 市長記者会見記録

日時：2020年7月17日（金）14時00分～14時51分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

### <内容>

#### 《市政一般》

#### 《新型コロナウイルス感染症関連について》

【司会】 ただいまより定例市長会見を始めます。

本日の議題は、市政一般となっております。

早速、質疑に入らせていただきます。進行につきましては、幹事社様、よろしくお願いたします。

【幹事社】 幹事社ですが、よろしくお願いたします。今日、県では神奈川アラート、いわゆる外出自粛要請を出すか出さないかの瀬戸際にあるということで、川崎も10人前後で感染者数が推移する日々が続いていますけれども、川崎市として、この現状についてどう考えられているかということと、あと、今後、外出自粛的な、県がそういうアラートを出したりした場合には、市としてどういう対応をしていくのか、まず、その点を教えてください。

【市長】 現状の分析ですけれど、おっしゃるとおり、10人前後が連日続いておりますので、非常に危機感を持って注視している状況です。病床確保については、アラートが出たら2週間以内に以前の状態まで戻すというのが一応取決めになっているのですが、発動される前から、具体的には先週の金曜日ぐらいから既に医療機関との調整は進めておりまして、現在ですと81床の病床を確保していて、連休前までには120床ぐらいまで戻すという形での準備は今現在進めているところです。

実際、入院されているのはまだ54名ですので、そういった意味では、コロナ対応の病床について逼迫（ひっばく）しているという状況でもありませんし、一般的な病床についても逼迫している状況ではありません。そういった意味では冷静に捉えていかなくちゃいけないと思っておりますが、その準備だけはしっかりやっていくという、そういう対応を今進めているところです。

神奈川アラートが出たらどうするのかというのは、知事がアラートに基づいてどういう措置を取られるのかをまず見ていきたいとは思いますが、特段今、アラートが出

たから何かをすぐに、外出を抑制してくださいとかいうことを求めるという段階ではないと思っています。

【幹事社】 では、外出に関連してなんですけれども、今、話題のG o T oキャンペーンなんですけれども、すぐ隣の東京が排除される形で行われて、一方で、神奈川がアラートを出そうかという状況なんですけれども、こういう中でG o T oキャンペーンが行われることについてのお気持ち、あと、期待することがあるのか、その辺の思いを教えてください。

【市長】 これは最初のコロナが始まった頃からの話ですけれども、経済を取るのか命を取るのかみたいな話という、ゼロ・100では決してない話なので、両方をうまくやっていかなくちや、折り合いをどうやってつけていくかという、そういう判断だと思うので、いずれにしても非常に難しい判断になると思うんですね。ただ、経済優先でというよりも、まずは感染対策をしっかりやった上で、その上でどうやって経済的なところの折り合いをつけていくかという、そういう優先順位でやっていくべきだと僕は思っています。

そういう意味で、東京がというのは、そういう判断もあり得るかなとは思いますが、何となく、確かに私たちも今の段階では、8月から一部、修学旅行みたいな話もあるので何とも言いがたい話なんですけれども、本当に神奈川は神奈川の中で収めるとか、同じ県内でのG o T oトラベルみたいなことを活用するというのが、何となく運用としては望ましいんじゃないかなとは思いますが、神奈川だったら神奈川の中で消費するといえば、かなり効果も高いと思いますし、無用な不安な思いをしなくても済むんじゃないかなという気がします。それぞれの県の中でG o T oトラベルというのをやっていけばいいんじゃないかなと思いますけれど、それはあくまでも運用の話ですから。

【幹事社】 ということは、今、東京は除いたにしても、県をまたいで、いろいろ行き来するのは、やっぱり無用な心配を招くというふうに、逆に言えば、思われる状況だと思っていらっしゃいますか。

【市長】 というか、地方の方と話すとき、とにかく私たちが思っている以上に、要は、首都圏からの来訪者を非常に恐怖に感じているというのはいろんなところからひしひしと伝わってきます。ですから、そういう意味では、行く側もそんなふうに思われちゃっているのかなというのと、温度差がすごくあるなというのを感じますね。

【幹事社】 分かりました。ありがとうございます。

## 《川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例関連について》

【幹事社】 引き続き、幹事社です。よろしくお願ひします。12日の川崎駅前での街宣ですけれども、当日現場にいらした人権団体の人たちは取材に応じていただいて、発言に気をつけているようだった、また、市民の協力もあって、それには感謝しているということをおっしゃっていただきましたけれども、抑止を含めて、差別をなくしていくという条例の効果というものが見て取れたなと思っておるわけですけれども、その一方で、朝鮮学校に対するのぼり旗が立てられて、それについては、韓国の領事館もあれはデマなんだということを明言しているわけなんですけれども、学校の関係者が被害を訴えて、条例に基づいて子どもたちを守ってほしいと言っているように、あの場で差別があったことは明らかだと思うんですけれども、12日の街宣において、条例の効果があった部分と課題についてお感じになられているところがあったら教えてください。

【市長】 条例の効果はどの程度あったのかというのは非常に難しい判断かなと思います。それぞれに発言される方、集会を持たれた方というのは発言に気をつけられたのかなと思いますけれど、それが抑止効果だったのかどうなのかというのはなかなか判断は難しいかなと思いますけれど。

【幹事社】 一方で、明らかに差別を煽動するメッセージがのぼり旗として掲げられていたと思うんですね。それについては……。

【市長】 私も御紙の写真を見て、これ、何の法律という、韓国の法律だという話で、ですから、韓国の法律に違反しているか、していないかというのは、はっきり言って私たちにとっては何の関係もないということなので、それについて特にコメントはないですね。

【幹事社】 そうですね。やっぱりなかなか一般に、あののぼり旗を見て、あれがどういうメッセージを発信しているかというのは、とりわけ僕らマジョリティーの側は分かりにくいと思うんです。しかし、やはり朝鮮学校の子どもを預かっている先生たちからすると、あれが差別の言葉で、あれに大変傷つき、恐怖しているということ……。

【市長】 どこがですか。のぼり旗がですか。

【幹事社】 のぼり旗の文言ですね。それは記事にも書きましたけれども、あれは、つまり、差別を煽動するもの、子どもたちに差別の目を向けさせるものだと受け取るわけですね。マジョリティーである我々はなかなかそれに気づかないけれども、やはり被害の当事者、差別の当事者というのは、ああいうメッセージに傷つくわけですから

ね。なるほど、その判断はなかなか難しいわけですね。ですので、審査会という、専門的な知識を持った人たちの会も設けられていると思うんですけど。

【市長】 まず、私が報告を受けている範囲では、12条に規定しているものの発言はなかったと聞いていますし、また、今言われているのぼり旗については、ある意味、意味不明なものですよね。意味不明なものに対して、あれがいいとか悪いとか、そういうことを言う立場では私はないなと思っています。

【幹事社】 しかし、それを見た朝鮮学校の関係者、当事者の人たちが、あれはもう二度と出してほしくないんだと、あんなもの子どもたちに見せられるわけがないと言っているわけですね。それは、差別による被害がそこに生じているということだと思えます。それは、例えば、はっきり12条の違反の文言ではなかったとしても、12条で規定されているものというのは、対象になっているものは大変限られているものですよね。だからといって、それはあくまでも刑事罰の対象にしていくものであって、それに当たらないからといってヘイトスピーチがなかったことにはならないし、条例に違反しているということにもならないし、すみません、1つだけ。そもそもこの条例が、市長もこれまでもおっしゃっていましたが、あくまでヘイトスピーチの条例じゃなくて、差別をなくしていくための条例だというのが最大の精神なわけですね、目的なわけで。そういう意味では、あそこの12条に違反する違反しないだけではなくて、やはりそこに差別があったのかということを見つめて、それは禁止していくんだ、なくしていくんだという、そういうメッセージを条例にのっとして発信していくことが大切なんじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

【市長】 今回の条例で恣意的な判断、あるいは過剰に表現の自由を抑制しないためにも、やはり構成要件だとか具体的な文言だとかを規定してやってきたということですから、そこは極めて慎重に扱わなくちゃいけないことだと思っています。ですから、ある意味、朝鮮学校と何とか法という韓国の法律を抱き合わせて違反だと言って、はっきり言って、これは意味のない言葉ですね。全く意味が分からないと。

【幹事社】 そう。それはマジョリティーの我々にとっては意味がないけれども、当事者のマイノリティーにとっては大変な恐怖であり、大変に傷ついていることです。

【市長】 意味のない言葉というか、何ていうんですかね、繰り返しになって恐縮ですが、朝鮮学校という言葉と韓国の法律を組み合わせて違反だということを書いて、誰を対象にしているかも分からず、韓国に言っているのか、何のことを言っているのか分からないものを、あれは差別だということと言われると、その範囲は、

あらゆる広範にわたってということになりかねないというのは、それは明らかに表現の自由のところと抵触してしまう。ゆえに、今回の条例の範囲を幅広く無制限に拡大させる可能性もあると思います。

【幹事社】 審査会が設置された意味というのは、恣意的な判断を防ぐということがあるわけですが、一方で、表現の自由を過度に規制してはいけないということがあるわけで、設置されているのは理解していますけれども、やっぱり一方で、行政だけの判断が逆に対象をより狭めていくということも、それも恣意的な判断だと思うんですね。そういう意味では、これはインターネットの、この間の初めての審査会の場でも委員から指摘がありましたけれども、職員だけで判断することがやっぱり難しさというものがあそこで示されたと思うわけですね。それは、なかなか専門的な知識もないし、トレーニングも受けてなければ、何がヘイトスピーチに当たるかということの判断というのは……。

【市長】 そもそもそれを言ってしまうと、条例の構成そのものを根底から覆すような話になってしまいますね。要するに、恣意的な判断を、まず要件というものをしっかりと規定した上で、それで12条に抵触するものについて、私、市長が判断して審査会にかけるといって、このプロセスをしっかりと大切に運用していくことが何よりも大事であって、むしろ審査会の人たちが、あれはどうだ、これはどうだということをやると、そんなことは条例がそもそも規定していないものです。

【幹事社】 そういうことではなくて、僕は12条のことだけを今言っているわけではなくて、審査会については、差別をなくしていくという条例の目的に必要な場合は意見を言うことができるという18条にも書いてありますから、今僕が言っているのは、12条の細かい部分ではなくて、もっと広く差別とは何なのかということの判断がなかなか難しいものだと思いますから、それは審査会のメンバーの意見などを聞いたりしながら、その判断の仕方だとか、どういう考え方をしたらいいんだろうかということ議論していくことは、差別をなくしていく上で、この条例にかなったものだと思うんですが、そうすることが市長のおっしゃっていたように、差別をなくしていくまちづくりというのは、行政だけがやるものでもないし、誰かがやるだけのものでもなくて、市民がみんなで取り組んでいくものなんだということを説明されていたと思うんですが、審査会のそういう意見なども、あの場で議論しながらオープンに議論していくということは条例にかなっていることではないかなと思うわけです。

【市長】 御意見として承ります。

【記者】 そうすると、12日の街宣に関しては報告をお受けになっている範囲では、13条の勧告のに移るものではないというふうに御判断なさっているということでしょうか。

【市長】 そうです。

【記者】 もうそれは決定という、市長の判断として決定ですか。

【市長】 そうです、はい。

#### 《令和2年度成人の日を祝うつどいについて》

【幹事社】 幹事社です。話題が変わってしまうんですが、1月の成人式について、川崎市は3部制に分け、プラス・オンラインでの開催ということですが、自治体によっては、隣の横浜市では判断に迷いがあるといいますか、一転したりしましたけれども、川崎市ではこの判断については市としてはスムーズに結論は出たことなのか、どう判断をされたのかということをお聞かせください。

【市長】 主催団体ですとか、若い人たちにもかなり丁寧に意見聴取をして、どういうふうにやったら可能なのかとかということをしていろいろ意見を丁寧に聞いていく中で、要は、今、市のスタンスとして、何かを全てやめちゃうというのじゃなくて、3密だとか感染防止対策をしっかりやった上で、なおできないものというのはやっぱり中止しようということですから、今回、3部制にして、アリーナの会場の大体30%から40%の中で収められるとか、空間を空けるとかという、そういう手続をやれば、それは可能でしょうということで、段階を追って準備をしてきたので、そういった意味ではスムーズに決定したとは思いますが。

ただ、注釈ですけれども、来年の1月の段階で、まだまだ感染状況が分からないので、ですから、12月に最終的な判断ということになるとは思いますが、現時点では開催の方向でスムーズに進んできていると思っています。

#### 《川崎じもと応援券について》

【幹事社】 分かりました。もう1点、川崎じもと応援券についてなんですが、川崎じもと応援券、今日から2次の募集を開始したということで、当初の87万冊からは3分の1以下しかなくて、今回募集で61万冊を先着順で募集を開始したということで、この再度の募集に際して、改めて市長の考えをお聞かせください。

【市長】 やはり当初からの目的のとおり、地元の経済を地元の皆さんで下支えするという、そういったために発行している応援券ですので、その趣旨にぜひ御理解をいただいて、御購入をいただきたいなと思っています。

引き続き店舗数の拡大ですとか、あるいは、こういうじもと応援券のことをまだ御

存じない方もたくさんいらっしゃいますので、今後、今日もちょっと昼、外に出たら、ステッカーを貼っていただいているところも出てきましたので、こういったものが少しずつ出てくると、あら、これ、何？ という形になって、少し広がりが出てくるのかなと期待しています。広報、周知にしっかりと努めていきたいと思っています。少しでも挽回できるように頑張りたいと思っています。

【幹事社】 その挽回の中で、61万冊という数字は大変大きいと思いますが、これからの1か月の中で全部、その分、予約が来るところの自信といいますか……。

【市長】 そうですね、頑張りますと言うしか言いようがないんですけど、ぜひ、これ、皆さん買っていただいて、全部が使われると113億円ですから、そのお金がやっぱり地元の商店だとかに還元されるということですから、必ずみんなのところにおいていい形で返ってくる話ですので、その趣旨をしっかりと伝えていく必要があるなと思います。この趣旨がちゃんと伝わって、制度も伝われば御理解いただけるものだと考えています。

【幹事社】 ありがとうございます。

では、各社さん、お願いします。

【記者】 今の応援券のお話で、これ、事前にお伺いしておきたいんですけど、2次募集で終了ということでもいいですか。3次募集も検討するんですか、売上げによっては。

【市長】 今後なるべく買っていただく、最後まで買っていただくことが大事だと思っていますので、万一というか、2次募集でも足りない場合は、その後のことはまた考えたいと思っています。

【記者】 なるほど。先ほど、広報、周知に努めるというお話もありましたけれども、やっぱりまだ利用可能店舗がなかなか広がってこないのかなと。その広がりペースを市長がどう見ているのかということと、これ、前回のときもお伺いしましたけれども、それが増えて、まだちょっと低調だなと思っていらっしゃるんだったら、それで何でなんだろうかということと、広報、周知というものがこれまで不十分だったのかなと感じる部分もあるんですが、なぜ滞ったのか。

【市長】 お店の広がりが足りない理由ですね。やはりまだ登録の仕方が問合せの中で一番多いと聞いていますので、どうやって登録するの？ ちょっと聞いたんだけれどという、だから、まだまだ浸透が足りてないというのは反省点ではあると思います。先ほど申し上げたように、ポスターとかステッカーというのが出てくると、その周知も図られるし、また登録店舗もそれを見て、隣の店舗がそういうのを貼ってあると、

これ何？という話になるでしょうし、そういったことになるように期待をしていますし、また、業界団体にも細かく働きかけなくちゃいけないなど。そこがちょっと薄かったのではないかなというのは、そこは反省すべき点かなとは思っています。

【記者】 引き続き店舗の登録の募集は今後もされていくということなんですが、今後はやっぱりその辺へのプッシュを重点的にしていくということなんですか、業界団体への。

【市長】 そうですね。いろんな手法を考えなくちゃいけないので、積極的に職員も店舗を歩いてということもやっていますし、決して業者だけではなくて、職員もそうですしという形で、2次募集、頑張っていきたいと思っています。

【記者】 なるほど、分かりました。すみません、1個だけ。先ほど、連休の前に病床をまた戻していくというようなお話、これ、連休というのは7月の後半の連休という意味ですか。

【市長】 そうです。

【記者】 4連休。

【市長】 22日からですかね。

【記者】 22、23、24、25の週末の。

【市長】 はい、そうです。

【記者】 分かりました。ありがとうございます。

【市長】 それ以降、トータル270までは戻していくということですので。

#### 《職員の事務事故等の頻発について》

【記者】 残念な話なんですけれども、最近、職員の方の不祥事絡みが大変頻発しているように見受けられます。これについての御感想といいますか、思いと、何か打開策と申しますか、研修をするなり、システムを変えるなり、何かこれに対応策というのが現時点でお考えがございましたらお聞かせいただきたいと思っています。

【市長】 まず、いろんな不祥事ですとか事務ミスが重なって、その対象になっている方には大変な御迷惑をおかけしておりますし、また、不祥事という意味では、市政全般にわたる信用失墜につながることからすれば、市民の皆様には大変申し訳なく思っています。1つ何か対策を打てば不祥事あるいは事務ミスがなくなるということではないと思いますが、7月1日から各局で管理職の研修を始めておりますのと、それはやはり細かくやっぴいかなくちゃいけないと思っています。本当に基本的なことをもう一度一からやるという、そういう精神でやっていきたいと思っていますし、また、事務ミスのところなんか、ダブルチェックの話がよくあるんですけども、ダブルチェ

ックの前に、まず自分のチェックをちゃんとやってほしいという、これ、本当に言わずもがなの話なんですけど、それはやはり、この前も言ったかもしれませんが、1人のミスが市全体の信頼感の失墜につながるということをやはり一人一人が自分事として捉えることが大事ですし、職場内でも、ヒヤリとする、ハッとするようなことを吸い上げられることをやっていかなくちゃいけない。

これは、この前も言いましたけれど、業務に応じた適正な人員配置というのは、これも課題ではあると思っています。昨今、いろんなシステム、国の制度が変わったりとか、システムが変更になるたびに起きている事案もありますので、そういったところには特に気をつけて、例えば給付事業の話をして、これに合わせてこれを給付するみたいな話は、ミスしそうだなと言って、やっぱりミスが起こっちゃったみたいな話もありますので、そこのあたりは注意喚起を徹底していきたいと思っています。いづれにしても、本当に誠に申し訳ないと思っています。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 すいません、今のお話、幾つも不祥事ないし処分のレクというのはこのところ、受ける機会が多いなという印象はあるんです。その中でも、先般のは、USBメモリーで持ち出した先生の話だったりとか、はんこ、決裁印を自分で作っちゃっていた職員の話であるとか、ミスではなくて、これってもう完全に自分たちで定めたルールを守れてないというので、かなり異質なものだと思います。これ、前回もお伺いしたんですけど、ルールがあるのに、それを守れないのがどういう状況なのかというのは、それも含めて、どういうことをやれば、そもそもスタートラインにすら立ってない状態だと思うので、どういうことを考えていらっしゃるのかということと、少なくとも定めているルール違反をした職員に対する処分なり何なりというのが検討されているのかということと、はんこの職員さんについては、県警とも協議しているというようなこともお伺いしますし、その進捗がどうなのかということも併せてお伺いしたいです。

【市長】 恥ずかしい不祥事の中でも、やはり少し種類は違っている。やはりはんこを偽造して、上司への報告も虚偽の報告をすとか、本当に犯罪のような話と、USBの話、ルールに反しているということも、これまたちょっと事例が違って、この前も申し上げましたけれども、それをさせてしまっている理由は何なのかということの原因を突き止めないと、ただ駄目だと言っても根本的な解決にならないと思っています。ですから、それぞれのところを一つ一つ潰していくしかないと思っています。ですから、他局であった話が自分の局でもあるんじゃないかということを、繰り返しになっ

で恐縮ですけれども、自分事化していくしかないと思っています。

【記者】 県警との協議というのは、その後どうなっているんでしょうか。

【市長】 進めていると聞いていますが、今日時点ではまだ。

【記者】 分かりました。ありがとうございます。

【市長】 どうぞ。

【記者】 差別のない人権尊重のまちづくり条例の関連で、今月1日に全面施行になりまして、再三おっしゃっていたように、表現の自由との兼ね合いをすごく難しく考えられているというところで、20条にも「表現の自由」という項を設けておられますけれども、市長、勧告から命令、刑事告発という大きな権限をお持ちなわけですが、その中で、表現の自由との兼ね合いで、運用の難しさを何か今、実際始まってから感じられたりとか考えられていることはありますでしょうか。

【市長】 表現の自由をどう解釈していくのかというのは、もう常にずっと、本邦外の出身者のところだけではなくて、表現の自由って非常に難しいところなんですけれども、そういった意味で、表現の自由と言って、何でも言って許されるわけではない。だけれど、それを過度に抑制というか、侵害してはならないしという、その難しさを常にこの条例の中でも感じている中で、勧告、命令だとかということは何度も行い、その合間合間に審査会を挟みということで、恣意的な判断がなされないような、そういう仕組みづくりもしてきましたし、そしてやはり行政刑罰でやるというのは、科料ではなく行政刑罰というのは、やはり行政だけの判断というよりも司法というものをしっかりプロセスを通していくことによってというのが表現の自由というものを、行政の恣意的な判断によらないような仕組みを何重にもその工夫を凝らしてきたつもりでございます。そういったところを今、運用しているところですので、そこをまずしっかりやっていきたいと思っています。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 冒頭も少し話がありましたが、G o T oキャンペーンが、いろんな方針転換、あるいは、全国の首長からいろんな意見が出ていますが、市長はこのキャンペーンについてどういうふうに思っていますか。

【市長】 G o T oキャンペーンそのものがですか。

【記者】 まず、はい。

【市長】 G o T oキャンペーン、経済活性化策としては有用な策だとは思いますが。特に、やっぱり宿泊業ですとか観光業は大きく傷ついていますし、そこが全国的に見れば、この数年、インバウンドのことで市場規模がすごく広がったことによって、従

業員の方を含めて産業が大きくなった分だけ、今回のコロナで急激にシュリンクしているところですから、そこを応援したいというのは当然だと思います。ですから、その運用をどう、この状況下でやるかというのは、本当に刻一刻変わってくることなので、キャンセル料の話だとか、昨日からすごくばたばたしているのが分かりますけれども、でも、この時代でこういうことをやっていくにはそういうばたばたした対応も致し方がないというのは、そこは皆さん、少し多めに見てもいいんじゃないかという、私は個人的には思いますけれども。

【記者】 先ほど、神奈川は神奈川県内でみたいなお話もありましたが、川崎市民に対しては、出るほう、あるいは川崎に来てもらうということに対しては、これはどういうふうに、現時点の情勢では思いますか。

【市長】 なるべく、県を越えてというのは、先ほど申し上げたように、行くほうも来られるほうも少し不安があるのではないかと思いますので、そういう意味では、900万人を超える神奈川県民が、自分のところの県内消費という意味では、マーケットも大きいですし、また、消費者の数も多いですから、そういった意味では、県内で十分に回るのではないかなという気がします。私は、そこに使うのがいいんじゃないかなという。あえて遠出するよりも、ディスカバー神奈川ぐらいでいいんじゃないかという気がしますけれども。

【記者】 じゃ、川崎市民が鎌倉に行くだとか箱根に行くだとかということは、むしろいいことだということではよろしいですか。

【市長】 と思いますけれど。他県からとかということよりかは、どうなのでしょう、お互いに安心感はあるのではないかなという気はしますけれど。

【記者】 トラベルだけじゃなく、Go Toイートなんか延期になったり、時期的にちょっと早過ぎたのではないかという指摘もあるかと思うんですが、このあたりはどうですか。

【市長】 やっぱりここ最近の感染状況が急激に上がってきたのがあって、その戻りの速さに、みんな、いささか驚いているのと、制度設計のスピード感は当然合わないわけで、そういう意味では、本当に来週になってみたらどんな世界観になっているかというのはまだ分からないところでもありますから、そのあたりは柔軟に対応すべきだと思います。

【記者】 同様にというか、今度は川崎でやっているじもと応援券についても、多分発行を決めたときと、その後落ち着いてきたとき、そして今とでまたいろんな受け止めが変わっているんだと思うんですけれども、利用期間が半年ということで1月末ま

ですけれども、このあたりが不人気の理由とか制約になっているということは感じないでしょうか。

【市長】 来年1月までだということですか。

【記者】 はい。

【市長】 来年1月までのことを、それほど今の時点で考えているかといったら、それが購入されていない原因ではないかな、違うのではないかなと思います。それ以上に、もっと使えるところがあったほうがいいのか、大型店舗も入れてもらったほうがいいのか、そっちのほうなんじゃないかとは思いますが。あんまり期間のことについて言われたことは、私の耳にはないですね。

【記者】 大型店舗でも使えるようにするという変更は、今でも全く考えてないですか。

【市長】 そうですね。

【記者】 あと、変更の中で、既に上限5冊と言って最初売り出したものが、さらに2次募集で5冊買い足せるということで、ある意味、お金に余裕のある人に対して、今度はお店の側ではなくて、使用する側からすると、少しプレミアムが大き過ぎるのではないかと。プレミアムの部分が、税金でメリットを受ける特定の人たちに大きなメリットが行き過ぎているんじゃないかというような考えもあるかと思うんですが、そのあたりは市長、どうでしょう。

【市長】 プレミアム率については、いろんな御意見があるというのは承知しています。ただ、結果的に、どのような形であれ、チケットが購入されて、そして、地元で消費をされることが何より大事ですから、そういった意味で、多少余裕のある方はもっともっと使っていただいて、地元の経済を下支えしてもらおう原動力になってもらいたいと思いますけれども。

【記者】 分かりました。

【幹事社】 じもと応援券についてなんですけれども、非常にお得で、何かしたいなと思っている人にとっては非常に手助けといいますか、協力がしやすいものなのかなという印象を受けているんですが、ぜひもう一言、市長の言葉でアピールいただけたらと思うんですが。

【市長】 御自身も今、大変な方がたくさんいらっしゃると思うんですけれども、御自身の身近なところ、商店だとかサービスを日頃から提供していただいているところも大変という意味で、お互いがお互いを助け合うという、困ったときこそ助け合うという、その精神で、このじもと応援券、ぜひ御協力いただければと思っています。お

願います。

【幹事社】 ありがとうございます。

【記者】 ちなみに、2次募集は市長はまた5万円申し込まれたんですか。

【市長】 いや、まだ申し込んでないですけど。

【記者】 これから、これも申し込む？

【市長】 はい。これからですね。

【記者】 5冊？

【市長】 5冊もちょっと、相談します、妻と。

【記者】 分かりました。

【司会】 そのほか、いかがでしょうか。

【記者】 もう1問。東京が感染拡大しているという、数字で見ると、神奈川も川崎も数は多いとは思いますが、発表でお尋ねすると、無症状というのが結構いて、中等症以上はあまり増えてないんだけど、そのあたりのところはあまり伝わってないような気もするんですけど、どういうふうにアナウンスしていく、あるいは、軽症とか無症状ってあまり言い過ぎると、かえって警戒が緩むとか、そういうことをお考えだったりするんでしょうか。

【市長】 年代に限らずなんですけれども、これは前から一切変わってないと思うんですけれども、ずっと言われ続けていたから緩むというのは、3密を避けるみたいなのはもうやっているよという、聞き慣れちゃった感があってなんですけれど、本当にそうなのかと。最近、いろんなところに行くと、ああ、ここ、すごく密だけれど大丈夫かなと思うようなところって、ついこの間までは見なかったような光景が少し見えていたり、いわゆる都内でクラスターが発生しているとかという、そういったところにあえて行かないでくださいというのは、それはもう少し強く言ったほうがいいかなとは思っているんですよね。そういう意味で、感染対策が取られていないところ、あるいはクラスターが明らかに発生しているようなところ、そういったところには、この時期、あえて行かないでいただきたいなとは思っています。

あと、これは世代、若者だけじゃないと思うんですよね。あんまり若者だけターゲットにしていると、徐々に世代間の広がりも最近見えていますから、それもまた間違ったメッセージになってはいけないと思っていて、そういう意味では、全ての世代に向けて言いたいと思います。

【幹事社】 すみません、しつこいですが、12日の街宣の件ですけども、また話は戻るんですが、主催した団体も市にも伝えていると思いますけれども、今後も街宣

を続けていくと言っております、当日も発言に気をつけながらではありますけれども、例えば、在日特権を見直さなければいけないとか、池上町に絡めて、出ていくというふうなことを言うのはいけないことなのかということをやったり、あるいは、不法滞在は問題ないというのはとんでもないという言い回しをしながら、やっぱり排斥のメッセージを発信していたと思うんですね。それは、繰り返しになりますが、12条という狭い定義には当たらないかもしれないけれども、条例の解釈指針にも書かれているように、12条に当たらないからといって、それは必ずしも許容されるものではないんだということがガイドラインには示されておりますけれども、やっぱり12条に当たらないからといって問題がなかったわけではないんだ、ヘイトスピーチがなかったわけではないんだ、そういう判断はしていないんだということを、変な誤解を生まないためにも、そういうことを表明していく、説明していくことが必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

**【市長】** 特定のキーワードみたいなものだけを取って判断するのではなくて、前後の文脈とかということもありますけれども、それにしても、今回の話は、報告を受けている中では12条には抵触しないと思っています。ですから、そのことを過度に広げるということは、これは条例の趣旨にも合っていませんし、そういう意味では、表現の自由というものをしっかりと担保しなければいけないとは思っています。

逆に申し上げれば、これも報告を受けている話ではありますが、私、実際その場にいませんでしたので、やはり、いわゆるカウンターと言われる方たちのやじというのかなり激しかったと聞いています。そういった意味では、集会の自由だとかということも、これも妨害することにもなりかねないということもあると私、思います、過度にそういうことがあれば。ですから、それは両者しっかりと、表現の自由と集会の自由が両方しっかりと担保されているということがないといけないと思っています。

**【幹事社】** この間、集会をした方々は、これまでも集会を繰り返してきた人たちです。その人たちがまた集会をやるということで、やはり市民の人たちは、また抗議に駆けつけなければいけないという状況になったということだと私は理解をしています。それは、さっきも言いましたけれど、そういう場が、活動がなされること自体がマイノリティーの市民にとっては恐怖なわけですよ。それは、12条でどうこうできることではないというのはもちろん理解しておりますけれども、条例の趣旨として、差別を許さないんだという趣旨に照らせば、それは刑事罰の対象に乗っていく話ではありませんけれども、やはりそれはきちんと、そういうことが許されないんだということ

を、差別は許されないんだということを発信していくことこそが条例が求めていることだと思っんです。しかも、あそこで言っていたことと集会の趣旨もそうですけれども、条例に反対をしている、これは憲法違反の条例なんだとか、あるいは、日本人を差別する条例なんだということを言っていて、それはまさに一番啓発をしていかなければいけない人たちだと思っんですね。その人たちにとって一番の……。

【市長】 憲法上許されない条例だとかということを発言されるということは、これは政治活動として十分あり得る話です。ですから、そんなことまで取り締まったら……。

【幹事社】 繰り返しになりますが、取り締まれとは言っていない。12条に乗っていくことではないけれども、だからといって許されるものではないということは、条例の一番の趣旨にかなっているのではないかなと思っわけです。

【市長】 そういう意味では、この条例で規定しているとおりに、差別というのは決して許されないものであるということは、そういう意味では、市議会の議決をもって成立したものですから、これをしっかりと運用していくことが大事で、また、その精神もこれからも様々な場面を通じて、市民の皆さんに啓発していくことが大切だと思っています。

【記者】 関連してよろしいでしょうか。先ほど、記者がおっしゃったんですけれども、これまでこれを繰り返してきた団体が街頭に立つということで、これまでのヘイトの被害者であるとかエスニックマイノリティーの方々が苦しみとか被害感情を持つことは起こり得ると思っんです。でも、それはこのたびの12条では取り締まることができない、対象にできないということなんですけれども、その難しさというもの、ジレンマというもの、本当の条例の趣旨である差別そのものをなくしていきたいという思いでつくられたこの条例と12条の運用という、このはざまでの難しさというものを何か、ジレンマとか、市長は感じられたり、このたびのことも含めて感じられたりしておりますでしょうか。

【市長】 あまり主催団体、これからいろんな形であると思っますが、あまり予断を持って、この人がこういう発言をするんじゃないかとかということでもって、いろんなところ出張って行ってということは、それはちょっと違うと思っます。ですから、条例に規定しているプロセスというものがありますから、それをしっかりと運用していくことが何よりも、この条例の正当性だとかということを伝えていくことになると思っますので、規定していること、それ以上でもそれ以下でもないということもしっかり運用していきたいと思っっております。

【記者】 12条の規定だけでは差別がなくなり切らないのではないかというおそれというものは感じられないということ……。

【市長】 そもそも、この条例のつくりのときから言っているんですが、条例でもって差別が全てなくなるということは思っていません。そういう条例でもないです。ただ、そういうことを目指していこうというものですから、この法律ができたから全ての差別行為がなくなるか、そんな世の中ではないと僕は思っています。しかし、そういったところに限りなく近づけるように頑張っていこう、そのために、やはり教育だとか啓発だとかということもしていかなければならないし、あらゆる機会を捉えて、そういったことに努めていくということも、これまた条例で規定されていることから、そういう意味で、御質問の、この条例で解決できないのではないかというのは、少し捉え方が違うのかなと思っています。

【記者】 ありがとうございます。

【司会】 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、市長記者会見を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)

---

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理した上で掲載しています。

(お問合せ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355